

令和3年度

創立24周年

青少年育成尾道市民会議

事業概要と入会案内



大人が変われば
子どもが変わる



青少年育成
シンボル
マーク

正会員・賛助会員募集中

青少年育成尾道市民会議

検索

青少年育成尾道市民会議とは

次代を担う青少年が、心身共にたくましく健やかに成長し、社会の中で自分の生きる方向を主体的に見出し、自ら責任をもって行動することは、私たち市民すべての願いです。

この願いを実現させるためには、関係機関・団体をはじめ、**家庭・学校・地域社会が一体となった市民ぐるみ**によって進めていかなければなりません。青少年育成に求められる私たちの役割は、**明るい社会環境を作り、健全な育成を疎外する様々な社会環境を自ら反省し解決していくこと**であり、そのためには青少年と直接触れることの多い地域の人々の理解と協力が必要です。

昭和41年9月に中央青少年問題協議会が行った青少年の非行防止対策等に関する意見具申を契機として、同年11月に政府が国民の総力を結集した青少年健全育成のための国民運動として提唱したことから青少年育成国民運動が始まりました。

この運動を推進するため、昭和41年5月に青少年育成国民運動が全国的な展開でスタートする中で、本市でも地域社会における青少年育成活動を支援し押し広げていくための組織として市民や企業、青少年育成関係団体が賛同し、「**青少年育成尾道市民会議**」が設立されました。

会員

市民会議は、正会員・賛助会員合わせて会員31団体が加入しています。（令和3年12月31日現在。加入団体については裏面をご覧ください。）

活動事業の目的

市民会議の目的を達成するため、次の活動を行います。

- 1 **青少年がその誇りと責任についての自覚を高める活動**
 - ・尾道市青少年健全育成大会の開催（11月）
- 2 **健全な青少年団体及びグループの育成を図り、すべての青少年がこれに参加することを奨励するための活動**
 - ・指導者研修会の開催
 - ・関係団体事業への指導助言
 - ・関係団体との連携事業の実施
- 3 **家庭教育、学校教育、社会教育等の緊密な連携を図るための活動**
 - ・青少年育成県民運動推進助成事業の実施
- 4 **家庭の健全化を図るための活動**
 - ・「明るい家庭の日」運動（6月）の推進
- 5 **青少年の非行及び事故防止を図るための活動**
 - ・「青少年の非行・被害防止強調月間」活動事業（7月）の実施
 - ・安全できれいなまちづくり活動事業の実施
 - ・あいさつ運動、声かけ活動の推進
 - ・「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）の広報啓発
 - ・地域補導、街頭補導活動及び見守り活動の実施
- 6 **文化・スポーツ及びレクリエーションを奨励するための活動**
 - ・青少年を対象とした体験講座等の開催
 - ・青少年活動に関する情報収集と情報提供
 - ・青少年活動貸出備品整備事業の実施
- 7 **社会環境の浄化を図るための活動**
 - ・環境浄化活動の実施（「少年を守る店」への協力要請等）
- 8 **その他、この会の目的を達成するために必要な諸活動**
 - ・広報活動
 - ・会員の募集

★毎月17日 青少年の日 ★毎月第3日曜日 家庭の日

★子ども・若者支援相談機関の情報は……

広島県子ども・若者支援機関マップ: URL: <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/43/shienmap.html>

へ [アクセス](#)

主な活動事業の概要

1 青少年育成県民運動推進助成事業の支援

県民会議の助成を受けて、「あいさつ・声かけ運動」や「家庭の日運動」など青少年育成県民運動を推進する地域活動事業で先駆的活動や模範的な特色のある事業を支援します。

【事例】世代を越えた文化・スポーツなどの交流、体験活動、ボランティア活動、清掃活動等

【取組】○青少年町民会議活動事業への助成（令和2年度実績：向東、市、河内の3地域を支援）



▶青少年県民運動推進助成事業の支援（向東地区「東っ子まつり」）

2 安全できれいなまちづくり活動事業への支援

地域で子どもを守るため、子どもたちが地域の危険場所を確認するとともに地域の人に通学路を認識してもらい、地域での見守りやあいさつ運動に役立てるため、小学校区単位で学校や保護者が中心になって作成する「地域安全マップづくり」を支援します。

【取組】○地域安全マップづくり（平成16～令和2年度：小学校24校中22校で作成）



▶地域安全マップ（日比崎小）

3 強調月間の活動実施(市と共催事業)

国（内閣府）の主唱する強調月間に呼応し、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）及び「子ども・若者育成支援強調月間」（11月）の活動をバックアップし推進します。

(1) 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)の実施

犯罪・非行防止と更生について理解を深めることを目的とした「社会を明るくする運動」と呼応して事業を実施します。

【取組】○街頭宣伝活動 ○講演会



▶「青少年の非行・被害防止全国強調月間」・「社会を明るくする運動」の講演会の様子



▶「青少年の非行・被害防止全国強調月間」・「社会を明るくする運動」のアトラクションの様子



▶「青少年の非行・被害防止全国強調月間」・「社会を明るくする運動」啓発街頭活動の様子

主催：「青少年の非行・被害防止全国強調月間」・「社会を明るくする運動」尾道地区実行委員会
共催：青少年育成尾道市民会議・尾道市次世代メディア対策委員会・尾道市消費者センター
関係機関：尾道市（社会福祉課、商工課、青少年センター）
関係団体：保護司会、更生保護女性会、補導連、青少年育成尾道市民会議

(2) 「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)の実施

子どもたちを有害環境から守るための取組の推進、生活習慣の見直しや家庭への支援、「あいさつ・声かけ運動」の街頭啓発活動等を実施します。

【取組】○未成年へのたばこ販売禁止及び万引き防止、声かけ運動の協力要請（市内スーパーマーケット、コンビニエンスストア、書店、たばこ店等）

○あいさつ、声かけ運動の推進 ○家庭ふれあいデー（ノーメディアデー）の実施

4 尾道市青少年健全育成大会の開催(市と共催事業:11月)

明るい家庭、住みよい郷土を願い、また将来への希望と目標を持ち、その実現に向け努力している子どもたちの思いに対し、作文発表を通じて理解と認識を深めることを主な目的として大会を開催します。(令和3年度は第56回大会。)

【内容】○尾道市青少年健全育成作文入賞作品の表彰式及び最優秀作文発表

- 尾道市青少年健全育成功労者等の表彰式(功労者・善行者・優良団体・少年を守る店)
- 「電子メディアとの付き合い方」標語の入賞作品の表彰式
- 青少年活動の発表(アトラクション)



▶尾道市青少年健全育成大会での最優秀作文表彰式の様子



▶尾道市青少年健全育成大会でのアトラクションの様子



▶尾道市青少年健全育成大会での入賞作文の発表の様子

5 (社)青少年育成広島県民会議や他の市町民会議との連携

(社)青少年育成広島県民会議に加入し、県や他の市町村会議と連携を図りながら事業を実施します。

(1) 県民会議総会への出席(6月)

県民会議の前年度の事業報告及び決算、新年度の事業計画及び予算等について審議します。
(会長が理事で出席)

(2) 「家庭の日」作文・図画の募集(6月)

国が定める毎月第3日曜日「家庭の日」に合わせた、明るい家庭づくり運動の一環として行われる県民会議主催事業において、小中学生の作品公募に協力します。

(3) 県民運動大会への参加(10月)

青少年健全育成活動への意識を高め、県民活動の推進を図ることを目的とした県民会議が開催する県民運動大会に協力参加します。

【内容】○青少年育成功労者・団体等の県知事表彰及び県民会議表彰の表彰式

- 「少年の主張」意見発表(優秀作文発表) ○講演会
- 青少年活動発表(アトラクション)

(4) 「少年の主張」・中学生の話し方大会への公募作品の推薦(9月)(広島県中学生話し方連盟と共催)

中学生が話すことによって、伝える力を育み、学び合う機会となり、意見発表を通して中学生への理解と認識を深めることをねらいとした、県民会議が開催する大会へ作品を推薦します。
(尾道市健全育成作文中学生部門の最優秀作品を推薦)

(5) 青少年功労者表彰の推薦(2月)

健全育成思想の普及・促進を図ることを目的として、地域で青少年育成活動を続けている功労者・団体を対象に県や県民会議が表彰する「県知事表彰」及び「県民会議会長表彰」等について、尾道市内の該当者・該当団体を市民会議が推薦します。

6 定期総会・理事会等の開催

(1) 理事会(3月)

市民会議の事業報告及び決算、事業計画及び予算、会則改正、役員選出等について審議します。

(2) 定期総会(5月)

市民会議の運営及び事業の推進に関すること、総会に提出する議案作成、委任事項について審議します。

(3) 部会(随時)

事業を展開する上で、部会を設置するなど事業が活性化するよう努めます。

7 団体間の連携

関係団体・機関と連携して事業を推進します。

(1) 情報連携の充実

関係団体と行政のネットワークを構築する中で、活動情報の収集及び情報交換を随時行い、連携を深めます。

【取組】○青少年ガイドブックの作成

(2) 団体間連携事業の実施

団体間で課題を共有し、連携する中で解決に努めます。

【取組】○連携事業の実施

8 組織基盤の強化

指導者の資質向上及び人材育成、事業の市民への周知、入会団体の募集など市民会議の組織基盤が強化するよう取り組みます。

(1) 青少年指導者研修会の開催

指導者の資質の向上や人材育成を図ります。

【取組】○研修会等の開催（県民会議の「青少年育成指導者派遣事業」の活用等）

(2) 自主事業の実施

青少年や保護者を対象に講座や講演会を開催するなど、自主事業の充実を図ります。

【取組】○青少年を対象とした講座の開催（物づくり、科学、自然観察等）

○保護者を対象とした子育て講演会等の開催

(3) 広報活動の充実

市民会議や関係団体の情報発信の充実を図ります。

【取組】○広報機関紙の発行 ○ホームページの開設 ○リーフレットの作成 ○報道機関への依頼

(4) 正会員及び賛助会員の募集

市民会議会員の拡大を図ります。

【取組】○広報、ホームページでの募集 ○報道機関への依頼 ○ダイレクトメール

9 活動資金

活動資金を調達し活用するよう取り組みます。

【取組】○会費・寄付・募金・補助金等活動資金調達と活用

10 その他

【取組】○尾道市青少年育成功労表彰への推薦 ○その他青少年育成に関する事項

青少年健全育成都市宣言[尾道市]

国をあげて次代を担う青少年の健全育成にまい進している情勢にかんがみ、青少年に自己の使命と行動への自覚と責任を培い高い人格の形成をはかると共に、強くたくましい気力と体力をそなえて成長するよう強く期待し、全市的強力な施策を推進するために、尾道市をここに「青少年健全育成都市」とすることを宣言する

1966年（昭和41年）7月2日決議

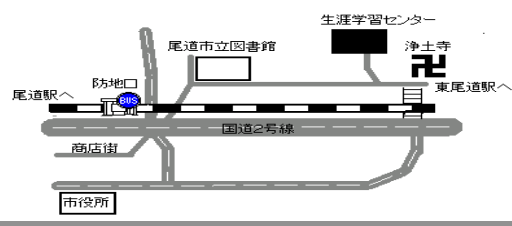
事務局

〒722-0043 尾道市東久保町 20 番 14 号

おのみち生涯学習センター（尾道市青少年センター内）

TEL: 0848(37) 8744・0848(37) 8779 (FAX 兼)

Email: s-center@city.onomichi.hiroshima.jp



青少年育成尾道市民会議は、市内の子どもたちの青少年の健やかな成長を願って、事業を実施しております。

市民会議が行う事業は、賛同していただいた会員の皆さまからの会費のほか、市や県の助成金の限られた予算の中で実施しておりますが、近年、人材、活動資金ともに不足し、今後も事業継続していくことが困難になってきています。

市民会議の青少年の設立主旨や活動をご理解いただく中で、ご入会いただき、市民会議が実施する健全育成事業へのご支援ご協力をお願い申し上げます。

なお、市民会議に対するご意見・不明な点等がございましたら、事務局までお問い合わせください。

1. 入会申込について

(1) 正会員

①対象

青少年活動を支援し、推進していただける方（個人、団体）

※総会等への参加を通じて、事業計画の決定や実施に参加していただきます。

②申込用紙

別紙入会申込書を提出に記入し、提出してください。（郵送可）

③会費（年額）

一口3,000円（一口以上であれば何口でも可能です）

(2) 賛助会員

①対象

青少年活動に関心があり、資金面で支援をしていただだけける方（個人、団体、企業）

②申込用紙

別紙入会申込書を提出に記入し、提出してください。（郵送可）

③会費

団体、企業：一口3,000円（一口以上であれば何口でも可能です。）

個人：一口1,000円（一口以上であれば何口でも可能です。）

2. 会費の振り込みについて

申込用紙提出後に銀行の振込用紙により、下記の金融機関の口座に振り込んでください。
（おそれいりますが、振込手数料のご負担もお願いします。）

■振込先

金融機関名	中国労働金庫	尾道支店
	普通口座	口座番号 6217846
	口座名義	青少年育成尾道市民会議
	電話番号	0848-37-8138

3. 会員の特典

- ・広報紙（青少年のための情報紙）の送付
- ・市民会議が実施する事業の案内及び青少年に関する情報提供

お問い合わせ先

〒722-0043

尾道市東久保町20番14号 おのみち生涯学習センター

青少年育成尾道市民会議事務局（尾道市青少年センター内）

電話 0848-37-8744 0848-37-8779（FAX兼用）

Email:s-center@city.onomichi.hiroshima.jp

(別記様式)

青少年育成尾道市民会議入会申込書(団体・個人)

年 月 日

青少年育成尾道市民会議会長 様

申出者

.....[ⓐ]

貴会の目的に賛同し、青少年育成活動を推進するため、申し込みます。

団体の名称又は個人の名前	
団体の代表者 (個人は記入不要)	
団体の所在地又は個人の 住所地	〒
電話番号	
E-mail	@
会員の区分	正会員 ・ 賛助会員 ・ その他 ()
会費 (口数・金額)	(法人：一口 3,000 円以上) 口 円 (個人：一口 1,000 円以上)
納入方法	現金 ・ 口座振込 ・ その他 ()
納入予定日	年 月 日
振込の場合：振込先	中国労働金庫 尾道支店 普通口座 口座番号 6217846 電話番号 0848-37-8138
連絡事項	

※以下は記入しないこと。

受付	事務局			会長

事務局 〒722-0043 尾道市東久保町 20 番 14 号 おのみち生涯学習センター2 階

尾道市青少年センター内

TEL:0848(37) 8744 FAX : 0848(37)8779

Email. s-center@city.onomichi.hiroshima.jp

私たちは尾道の子どもたちを応援します。

尾道地区保護司会 愛あいセンター内 尾道市向島町 5881-1 0848-20-6135	尾道地区更生保護女性会 愛あいセンター内 尾道市向島町 5881-1 0848-20-6135	尾道警察署管内防犯組合連合会 おのみち生涯学習センター内 尾道市東久保町 20-14 0848-20-8101
尾道警察署管内少年補導協助員連絡協議会 尾道警察署生活安全課内 尾道市新浜一丁目 7-34 0848-22-0110	尾道市連合民生委員児童委員協議会 尾道市役所社会福祉課内 尾道市久保一丁目 15-1 0848-38-9122	尾道市子ども会育成連合協議会 おのみち生涯学習センター内 尾道市東久保町 20-14 0848-37-6080
尾道市補導連絡協議会 おのみち生涯学習センター 尾道市青少年センター内 尾道市東久保町 20-14 0848-37-8744	尾道市社会福祉協議会 尾道市総合福祉センター内 尾道市門田町 22-5 0848-22-8385	向東地区青少年健全育成連絡協議会 尾道市向東町 3544-10 0848-20-6670
青少年育成市地区町民会議 市公民館内 尾道市御調町市 1110-1 0848-76-2323	青少年健全育成河内地区民会議 河内公民館内 尾道市御調町丸河南 90-1 0848-76-1981	尾道商工会議所 尾道商工会議所ビル内 尾道市土堂二丁目 10-3 0848-22-2165
尾道青年会議所(社) 尾道商工会議所ビル内 尾道市土堂二丁目 10-3 0848-20-1110	尾道本通り連合会 尾道市土堂二丁目 3-19 0848-23-5001	㈱フジグラン尾道 尾道市東尾道 19-7 0848-47-8111
尾道市公立中学校校長会 吉和中学校内 尾道市吉和町 4600 0848-23-3821	尾道市立小学校校長会 浦崎小学校内 尾道市浦崎町甲 2246 0848-73-2007	尾道市PTA連合会 尾道市東久保町 20-14 おのみち生涯学習センター内 0848-37-7353
尾道パイロットクラブ 尾道市向東町 1008-19 0848-44-4101	国際ソロプチミスト尾道 尾道商工会議所ビル内 尾道市土堂二丁目 10-3 0848-22-6212	尾道市老人クラブ連合会 尾道市総合福祉センター内 尾道市門田町 22-5 0848-24-5738
尾道市体育協会 向島運動公園内 尾道市向島町 11098-289 0848-44-6700	尾道防火協会 尾道市消防局予防課内 尾道市東尾道 18-2 0848-55-9123	尾道タクシー防犯協力会 尾道市山波町 3101-9 0848-37-2800
尾道小売酒販組合 尾道市向島町 2309 0848-38-2228	三原たばこ販売協同組合尾道支部 三原市皆実一丁目 26-11 0848-62-3365	尾道海洋少年団 尾道市東則末町 7-1 0848-23-8772
尾道薬剤師会 尾道市天満町 13-14 0848-20-0353	広島県書店組合尾道支部 ㈱啓文社内 尾道市東尾道 10-26 0848-20-2424	尾道東ロータリークラブ 広島銀行尾道支店内 尾道市土堂二丁目 7-11 0848-25-5378
ひろしま女性大学尾道の会 尾道市久保二丁目 26-5	【青少年育成に関する情報関連サイト】 「内閣府」・「文部科学省」・「広島県 県民活動課」 「青少年育成広島県民会議」・「尾道市 生涯学習課」 「青少年育成尾道市民会議」	

で



広島県の青少年
の Mascot
ゆっぴー

地域の子どもは地域で守り育てよう